

## 法令遵守宣言

本法令遵守宣言は、ここに特定される製品の発売時点での状態についてのみ言及しています。かかる時点以降に追加された部品、行われた取り扱い、実施された変更は、明確に除外されます。本宣言は、関係法令(もしあれば)およびハバジット社の技術文書にて定められた規定に適合しない条件下で製品が使用された場合、無効となります。製品は、繰り返し使用のみを対象としています。

ここに特定される製品が以下の食品接触に関する法令を遵守していることを宣言します。

## FAS-8E+H15

**Due to differing governmental regulations HabaGUARD belts are only for use in: USA, Canada and Japan**

### USA

**FDA, 21 CFR** parts/sections 177.2600 rubber articles intended for repeated use, 177.1630 polyethylene phthalate polymers, 178.3297 colorants for polymers.

本製品は、本規則で定められた関連要求事項を満たしており、下記への直接接触到適用可能です:

- 米国連邦規則集第21編、177.2600 (e)項および(f)項、(I、II、III、IV-A、IV-B、V、VII-A、VII-B、IXなどの食品タイプ)に準じる、水性の、酸性の、および脂肪/油脂性の食品
- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVI-Aの食品タイプに記載された(最大アルコール8%までの)アルコール性食品
- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVIII、IXの食品タイプに記載された、乾燥した食品(表面の遊離脂肪や油分の含有を問わない乾燥固形物)
- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表2に記載された使用条件E(室温下での充填および保存、容器内の熱処理なし)からG(冷凍)

**EPA(米国環境保護庁):** 前述のコンベヤベルトに使用されている工業用マイクロ制生剤は、殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法(FIFRA)における、米国連邦規則集第21編、174~186(両項を含む)に記載されている重合体で製造されたベルト表面の腐敗や汚染の原因となりえる微生物の繁殖を抑えるために食品接触用に使用される成分として、EPAに登録されています。制限事項: 室温以下の使用用途。本製品は、食品由来細菌(または病原菌)に対しユーザを保護するものではない。使用するたびに、本製品を十分洗浄すること。

### 製品の製造と宣言の発行元

Habasit (UK) Manufacturing  
John Escritt Road  
Bingley  
West Yorkshire, BD16 2ST  
United Kingdom

Reference: BW UK-6